

令和4年11月

君津市農業委員会議事録

令和4年11月4日（金）

令和4年11月君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年11月4日（金）午後2時00分から午後2時41分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 8号から議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第10号から議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第6 議案第22号 令和4年度第6次農用地利用集積計画について

日程第7 報告第 1号から報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 6号から報告第 7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 8号から報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（13名）

2番	鮎 川	正 幸	3番	水 野	徳 子
4番	小笠原	武 男	5番	笹 本	幸 恵
6番	宇 野	真 弘	7番	神 子	純 一
8番	石 橋	定 雄	9番	真 板	徹
10番	田 丸	三 郎	11番	鳥 海	純 次
12番	江 澤	康 雄	13番	鈴 木	清
14番	粕 谷	定 嗣			

欠席委員（１名）

１番 鈴木 郁 夫

出席した職員

事務局長	永田 聡
事務局次長	永 瀧 一環
会計年度任用職員	白石 勇一
上総事務所主任主事	水村 惇志
経済環境部農政課企画調整係長	奥倉 康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。

そしてまた、先日は君津地域、そして安房地域の合同の研修会ということで、御出席いたしましてありがとうございました。皆さんももう既に何度か耳にした内容が大半でもあると思います。しかしながら、年々変わってきている部分もありますし、また、この間、法務局のほうからの農地の登記に対する法務局の考え方といいますか、姿勢といいますか、そういう部分が初めて聞けたと思いますので、また、法務局照会で現地確認する機会が皆さんにあるわけですので、そこら辺も参考にして今後活動に役立てていただければというふうに思います。

◎諸般の報告

会 長 それでは、総会に入りたいと思います。

まず、10月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

今もちょっと話しました11月1日、令和4年度安房・君津ブロック農業委員農地利用最適化推進委員研修会が鋸南町の中央公民館の大ホールで開催されまして、19名の委員と事務局職員2名が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは、早速総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会いたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年第11回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

5番、笹本幸恵委員、6番、宇野真弘委員の2名をお願いをします。

◎議案第1号及び議案第7号

議長 日程第3、議案第1号ないし議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、説明をさせていただきます。

農地法第3条の規定による許可、議案第1号について御説明いたします。

下湯江地先の田1筆、面積800平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により離農したため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は下限面積を超えた7,959平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第2号について説明をいたします。

大野台地先の田1筆、畑5筆、面積、併せまして1,508平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は耕作が難しくなったため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は下限面積を超えた1万1,513平方メートルの農地を営し、農機具はトラクター、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思いま

続きまして、議案第3号から議案第7号まででございますけれども、この5議案は譲受人が同一であるため、合致して説明をさせていただきます。

いずれも久留里大和田地先の農地を売買により所有権移転するものでございます。

議案第 3 号は久留里大和田地先の田 1 筆、794 平方メートル、議案第 4 号は同じく久留里大和田地先の田 6 筆、面積 5,306 平方メートル、議案第 5 号は久留里大和田地先の田 1 筆、面積 419 平方メートル、議案第 6 号は久留里大和田地先の田 3 筆、1,247 平方メートル、議案第 7 号は久留里大和田地先、田 1 筆、947 平米、5 議案併せまして 8,713 平方メートルを売買により所有権移転する内容となっております。

申請理由といたしまして、譲渡人は農地として管理が難しくなったため、譲受人はブルーベリーに適した土地を取得し、経営規模を拡大するためでございます。

許可基準といたしまして、借受人の法人は令和 4 年第 7 回の総会で農地所有適格法人として農地所有の 3 条許可を受け、現在、下限面積を超える 5,080 平方メートルの農地を営営しております。代表取締役は農作業のほか、事務や販売の農業事務を主に行い、現地で農作業に常時従事するのは、木更津市に在住の重要な使用人ということになります。

技術等については、既に植栽などの耕作を行っていること、また近隣市で研修や指導を受けており、技術的には問題ないと思われま。

農機具は運搬車、草刈り機、剪定ばさみ、手押し車を所有しております。

農作業従事日数は 150 日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま。

以上、議案の説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第 1 号について、2 番、鮎川委員から願ひします。

鮎川委員 2 番、鮎川です。

議案第 1 号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊 1 ページを御覧ください。

申請地は下湯江と人見と、それから富津市の二間塚の境にあり、下湯江の土地になります。この点線が多分境だと思うんですが、そこになります。

この図だとちょっと説明しにくいんですけども、この下に県道 158 号が走っておりまして、そこを君津から富津方面に曲がって、岩井工機手前で右折して 600 メートルほど入ったところになります。

10 月 29 日に譲受人と現地確認を行いました。譲渡人には後日電話で確認しております。現地は耕作されており、今年も稲が作られておりました。譲受人と譲渡人は知り合いで、今

回の申請地の隣の田んぼが譲受人の田んぼだそうです。間の畔をなくして耕作しやすくする目的で購入を決めたということです。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくをお願いします。

議長 続きまして、議案第2号について、6番、宇野委員からお願いします。

宇野委員 第2号議案について説明いたします。

10月31日に、両方の代理人と事務局と3人で現地に行って確認しました。

詳細は、事務局の説明のとおりです。

位置図は、別紙の2ページを御覧ください。

場所なんですけれども、旧松本実験動物の跡地の付随する農地になっています。近くに、食事処せいわというおそば屋さんがあります。

現地は、前回の所有権の移転から全く耕作されておらず、現状耕作は難しい状態でした。ただ、回りの農地とは少し距離があり、回りに影響が出るという場所でもありませんでした。

譲受人ですが、農地を所有する権利は持っていますが、市内の譲受人の所有している農地は、地域からの草刈りの要請があったときのみ草刈りをするような管理をしている状態ということです。

今回の議案についてなんですけれども、耕作されていない場所を購入して耕作するというそうなので、特に問題はないと思われますけれども、ちょっと疑問が残るところが多い内容でした。

以上です。

議長 それでは、続きまして、議案第3号ないし第7号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第3号から第7号について、現地調査の結果について説明をいたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

10月27日、代理人と電話で打合せをし、次の日の10時に現地で会いました。場所は別冊資料3ページになります。

久留里大和田とある左に、天神様の手前を右に500メートルぐらい先に入ったところ。川岸の田で、5案件とも隣接地が田です。草だらけでとてもそばには行けないぐらいなところでした。

譲渡人は、皆さん管理、耕作できず、規模縮小のために今回の申請になりました。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

水野委員。

水野委員 3番、水野です。

先ほど宇野委員からの報告でちょっと疑問があるということだったんですけれども、どういうふうに問題があったとか、詳しく説明していただけると助かるんですが。

議 長 宇野委員、お願いします。

宇野委員 前回の所有権の移転の際に、3年間自ら耕作することを条件に移転するということだったんですけれども、今回まだ1年半、前回の所有権移転から1年半ぐらいで、一度も耕作されていない状態で今回の申請になっているということ、それが譲渡人に対しての事で、譲受人に対しては現状所有している農地がしっかりと管理されていないのに、次の農地を所有して耕作するというのはどうなのかなと思うんですけれども、やりたいということは止められないので、これからやるということだという疑問というか、どうしようもないのかなという感じです。

水野委員 よろしいですか、今ので。

議 長 はい。

水野委員 3番、水野委員。

経営面積自体はとて多いと思うんですけれども、どこの地域をどのくらい持っていращやるんですか。

議 長 事務局、分かりますか。

白石会計年度任用職員 譲受人は、君津市内と木更津市内に農地を所有しておりまして、木更津市内には約8,050平方メートルの農地を所有しております。君津市内には3,461平方メートルの農地を所有しております。

先ほど前回の所有権移転は、令和2年6月になりますので、2年と5か月ですか、ぐらいは経過をしている状況でございます。

以上です。

議 長 はい。

水野委員 耕作は何をされているんですか。

白石会計年度任用職員 木更津市内のほうは、ちょっとこちらでは状況が分かっておりません

で。

水野委員 君津は何を。

白石会計年度任用職員 君津は農地が田なんですけれども、先ほど宇野委員からお話があったように、昨年ですか、所有してからまだ耕作はされていない状況です。

水野委員 全てがそう。

白石会計年度任用職員 田の状況で草刈りをしていたと。

水野委員 ありがとうございました。

議 長 ほかに何か質問等ございますか。

水野委員、宇野委員の2つの問題は納得ができましたか。

水野委員 説明は受けましたけれども、ただ耕作を、これだけなら経営面積を持っていて耕作をされていないで、また新たにということはどうなのかなという疑問は浮かびます。

議 長 そうですね。

その辺は事務局で分かりますか。

白石会計年度任用職員 一応代理人を通じて確認をしてございますけれども、耕作しますという回答でございました。

議 長 笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

すみません、木更津市のほうは調べれば分かるんですよね。その取得されている土地がちゃんと使われているかどうかを確かめたほうがいいんじゃないかと思うのですが、土地だけ集めて何も耕作しないというのは、ちょっとどうなんだろうと思うんですよね。口は何とでも言えると思うんですね。それがちゃんとした実態がないとなると、ここでそれを許可をしていいのかどうかというのは、ちょっと疑問ですね。

議 長 農家ではないんでしょうね。木更津市〇〇ということですけども。

白石会計年度任用職員 一応木更津市のほうからの営農証明書ですか、これはいただいております。

議 長 それでは、ほかに質問、意見がなければ採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手少数)

議 長 挙手少数でございます。

したがいまして、本案は許可することを決定をしないことといたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第8号ないし第9号

議 長 日程第4、議案第8号ないし第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第8号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

俵田地先の田1筆、面積809平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第3種農地相当となります。

申請人は再生可能エネルギー発電事業を営んでおり、本土地を使用して太陽光発電施設の設置を計画しております。

譲渡人本人は会社勤めをしており、父親が今でも農業を営んでいますが、高齢のため自己保全管理地としても管理が難しい状況になりつつあります。

この土地の地盤が弱ければ地盤強化のため砕石を入れ、そうでなければ直接くいを打ち込み太陽光発電施設を設置する計画で、埋立て等はいりません。

用水の利用、雑排水の排水はなく、雨水は自然浸透とします。

工事中の防災計画として、住宅も近く、道路も生活道路なので騒音等に配慮し、一般車両の妨げにならないよう十分配慮します。

なお、発電施設周囲の安全を考慮し、設置後フェンスを設置します。

周辺農地の影響につきましては、パネルの配置や角度等を考慮して周辺農地や住宅への影響を抑える努力をします。また、配線も絶縁パイプに入れて埋設するため、感電などの危険性もありません。

議案第9号について御説明いたします。

愛宕地先の畑1筆、820平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲受人は太陽光システムの設計、施工、保守管理等を業務として行い、設置方法メンテナンス等のノウハウや経験があり、自然再生エネルギーで社会貢献をしたいと考えております。

譲渡人は遠隔地に居住し、農地の保全管理もできない状態であり、草刈り等の管理経費が増すばかりで農地が荒れ放題になるのが見えているので、有効活用を依頼するものです。

施設整備は埋立てを行わず、整地のみの計画です。

用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。

施設整備のときには、周囲の農地の作付等に十分に配慮するとともに、粉塵、防音、ビニール類などの飛散防止に最善の注意を払います。

工事中には土砂等流出しないようにいたします。

周辺農地への影響につきましては、太陽光発電施設は高くない工作物にし、周辺農地に通風、日照等で営農阻害しないよう考慮します。

また、農業用水路への土砂が流出しないよう十分配慮します。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第8号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

第8号議案の現地確認について御報告いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊4ページを御覧ください。

久留里街道の交差しているJRの踏切、その先100メートルぐらい行って、現在この関東クボタというのは、もうここには看板だけで現在やっていないけれども、その角を右折して200メートルぐらい入ったところです。

10月24日、代理人と連絡を取り、現地でお話を伺いました。昨年までは耕作しており、稲刈りをしてありました。東側と北側には住宅が建っており、西側に農地が隣接してありましたが、地主さんには説明しており、確認も何も問題がなければいいと了解を取ってありました。

埋立てはせず、砕石をして地盤強化をする。また、土砂の流出には万全を期すとのこと、排水とかは自然浸透させ、土地改良区の許可も取ってありましたので、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第9号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第9号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

10月25日、代理人と打合せをし、その日の11時に現地まで一緒に行きました。

場所は、別冊資料の5ページにあります。

かずさ自動車教習所の50メートルぐらい先を右に1キロ入ったところの畑です。荒地状態になっていました。

譲渡人が東京に転居しておりますので、管理できないので今回の申請になりました。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第 10 号ないし第 21 号

議長 日程第 5、議案第 10 号ないし第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第 10 号について、御説明いたします。

議案書の 5 ページを御覧ください。

馬登地先の畑 1 筆、面積 1 万 3,145 平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として令和 4 年 11 月 30 日まで許可を得ていましたが、令和 5 年 11 月 30 日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第 11 号について、御説明いたします。

作木地先の畑 3 筆、合計面積 6,264 平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和 4 年 11 月 30 日まで許可を得ていましたが、令和 5 年 11 月 30 日までの計画変更が申請されました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第 12 号について、御説明いたします。

議案書の 6 ページを御覧ください。

山高原地先の田 1 筆、238 平方メートル、畑 4 筆、1,493 平方メートル、合計面積 1,731 平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取事業用地として令和４年１１月３０日まで許可を得ていましたが、令和５年１１月３０日までの計画変更がなされました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第１３号ないし議案第１８号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

長石地先の田１筆、２,１７９平方メートル、畑８筆、２万３,０３４.７６平方メートル、合計面積２万５,２１３.７６平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として令和４年１１月３０日まで許可を得ていましたが、令和５年１１月３０日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

議案第１９号ないし議案第２１号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書８ページを御覧ください。

清和市場地先の畑５筆、合計面積３,２２１平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として令和４年１１月３０日まで許可を得ていましたが、令和５年１１月３０日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第１０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第１１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第１２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第１３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第１４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第１５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第１６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第１７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第 22 号

議長 日程第 6、議案第 22 号 令和 4 年度第 6 次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第 22 号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和 4 年度第 6 次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書10ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、小糸地区5件、12筆、1万6,132平方メートル、小櫃地区4件、23筆、2万3,206平方メートル、合計しまして9件、35筆、3万9,338平方メートルでございます。

今回、所有権移転につきましては、該当ありません。

個別の案件につきましては、議案書11ページから16ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第22号に関する説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第22号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし第15号

議長 長 日程第7、報告第1号ないし第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第6号ないし第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第8号ないし第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第15号について、質問、意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見等ないので、報告第1号ないし報告第15号を終わります。

◎閉 会

議長 長 これをもちまして、令和4年第11回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については、終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和４年第12回農業委員会総会は、令和４年１２月７日水曜日、市役所５階大会議室にて開催の予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

(午後２時４１分)